

厚生労働省委託

原子力災害時における原子力施設内の 医療体制モデルに関する提言

～「原子力災害時の医療スタッフ等のオンサイト派遣に係る仕組みの在り方について」より～

平成 29 年 3 月

国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構

本文書は、平成 28 年度厚生労働省委託事業において作成した「原子力施設内の緊急作業時の被災労働者対応ネットワーク構築事業成果報告書」のうち、今後、原子力施設内で万が一事故が発生した場合に備え、原子力施設内での緊急作業中に被災した労働者に対応するため、事業者が構築すべき医療体制のモデルに関する内容について、関係者の利便性を考慮し抜粋したものである。

目 次

I	趣旨	1
II	原子力災害時における原子力施設内の医療体制モデルに関する提言	2
1.	基本事項	2
(1)	派遣される医療従事者等	2
(2)	オンサイト医療派遣チームの役割・任務	2
(3)	事業者の基本的責務	3
(4)	オンサイト医療派遣の要請基準	3
(5)	オンサイト医療派遣の基本的な流れ	4
2.	オンサイト医療派遣体制の整備のための実施事項	6
(1)	派遣候補者の育成、管理	6
①	派遣候補者の育成	6
②	派遣候補者名簿の管理	6
(2)	事業者と派遣候補者の事前契約	7
①	基本事項	7
②	事業者と派遣候補者個人との契約	7
③	他の災害医療派遣制度の要員となっている派遣候補者と 契約を締結する場合の留意事項	7
(3)	事業者の体制整備	8
①	オンサイト医療派遣チームの要請・受け入れ体制の整備	8
②	資機材の準備、保管、点検	9
(4)	事業者と各関係機関との事前協議事項	10
①	国との事前協議事項	10
②	立地道府県等との事前協議事項	10
③	派遣調整機関との事前協議事項	11
④	地域消防機関との事前協議事項	11
⑤	傷病者の受け入れが想定される医療施設との事前協議事項	11
3.	原子力災害発生時の活動概要	12
(1)	オンサイト医療派遣チームの待機要請	12
(2)	オンサイト医療派遣チームの出動要請	12
(3)	オンサイト医療派遣チームの活動	12
①	オンサイト医療派遣チームの活動内容	12
②	傷病者の搬送	12
(4)	安全の確保	13

(5) 連絡、記録の作成・保管等	14
(6) 活動の交替・引き継ぎ、活動全体の終了	14
① オンサイト医療派遣チームの交替・引き継ぎ	14
② 活動全体の終了	14
4. 費用の負担等	15
(1) 費用の負担の原則	15
(2) 事業者による費用の支払い	15
5. 用語の定義	16

I 趣旨

原子力災害対策特別措置法第3条（原子力事業者の責務）は、「原子力事業者は、この法律又は関係法律の規定に基づき、原子力災害の発生の防止に関し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意をもって必要な措置を講ずる責務を有する。」と規定している。また防災基本計画においては、「原子力事業所における応急対策は原子力事業者の責任において実施すべきものであり、原子力事業者は応急対策に必要な資機材や実施手順等を予め整備する。」としている。これに関連して、原子力発電所内（以下「オンサイト」という。）での緊急作業中に被災した労働者に対応するための医療体制は、原子力事業者（以下「事業者」という。）の責任において整備すべきものと考えられる。

しかし、平成23年3月に発生した東日本大震災により引き起こされた東京電力福島第一原子力発電所事故では、東京電力株式会社（以下「東電」という。）は当初、構内で外傷や傷病を生じた緊急作業員のために、常駐する医師、看護師、診療放射線技師等の医療従事者等を独力で確保できなかった。東電が、構内に緊急医療室（ER）を設置するとともに、厚生労働省の支援の下、日本救急医学会等の協力により医療従事者等の派遣を受け、構内に医師が常駐する体制を構築したのは事故発生から数か月後のことであった。

以上の経緯を踏まえ、厚生労働省は平成27年度から平成28年度まで「原子力施設内の緊急作業時の被災労働者対応ネットワーク構築事業」と「原子力施設内の緊急作業時の被災労働者対応のための専門人材育成等事業」を実施し、オンサイトに医療従事者等を迅速に派遣するための体制の整備の検討を進めてきた。

本文書は、「原子力施設内の緊急作業時の被災労働者対応ネットワーク構築事業」の成果物として作成されたものであり、今後、原子力発電所で万が一事故が発生した場合に備え、オンサイトでの緊急作業中に被災した労働者に対応するために事業者が構築すべき医療体制のモデルと、その実現のために想定される課題を示すことで、事業者及びその他関係者に対する提言を内容としている。

事業者が本文書で示す医療体制のモデルを構築するにあたっては、リスク管理としての災害医療の確保の観点及び労働者の健康管理等を行う産業医の意見を取り入れる等安全衛生管理体制の構築の観点の両方の視点をもって、取り組むことが望ましい。

II 原子力災害時における原子力施設内の医療体制モデルに関する提言

1. 基本事項

(1) 派遣される医療従事者等

オンサイト医療派遣が必要な状況が発生した場合、オンサイトに派遣される医師、看護師、診療放射線技師等の医療従事者等（以下「派遣医療スタッフ」という。）の候補者（以下「派遣候補者」という。）は、原則として、国等が作成した標準教材を用いた原子力災害時の医療スタッフ等のオンサイト派遣に係る専門の研修を修了し、オンサイトへの派遣に関して同意を得ている者であることを要する。派遣医療スタッフは、事業者との契約に基づき派遣され、医師、看護師、診療放射線技師、ロジスティクス担当者の4職種を原則とするチーム（以下「オンサイト医療派遣チーム」という。）の構成員として活動する。

以下、これらの職種の主な役割について記載する。

医師は、診療行為に加え、オンサイト医療派遣チームのリーダーとしてチーム全体の医療活動の統括を担当する（医師が複数人いる場合は、その中の1名の医師がリーダーを担当する。）。看護師は、医師の医療行為の補佐等を担当し、診療放射線技師は、チームの活動における放射線管理を担当する。ロジスティクス担当者は、他の派遣医療スタッフが医療活動に専念できるよう、事業者と協力して物品管理や連絡等を担当する。

なお、オンサイト医療派遣チームは、同一の医療機関からの派遣医療スタッフで編成される場合もあれば、二つ以上の医療機関からの派遣医療スタッフで編成される場合もある。

派遣候補者の一覧を記載した名簿（以下「派遣候補者名簿」という。）を管理し、派遣医療スタッフの選出等の調整全般を担当する機関（以下「派遣調整機関」という。）については、平成29年度以降、事業者が各関係機関と協議の上で決定するものとし、その活動に係る費用は事業者が負担する。

なお、事業者が、派遣調整機関と協議し必要な場合、派遣候補者名簿管理を行う機関と派遣調整を行う機関を分けて契約等を締結することを可能とする。

(2) オンサイト医療派遣チームの役割・任務

オンサイト医療派遣チームは、チームのリーダーとして任命された医師の指示の下、原子力災害時にオンサイトで発生した、あらゆる傷病者への応急処置、簡易除染等を行うことを任務とする。オンサイト医療派遣チームは、事業者が用意する医療室等、診療用の場所で活動することを原則とするが、派遣医療スタッフの安全が担保され、リーダーが医療の観点から必要と認めた場合は、傷病者搬送の同行や傷病者発生現場での応急処置等も行う。

なお、オンサイトから外部医療機関への傷病者搬送には、事業者の放射線管理要員

が必ず同行する。

(3) 事業者の基本的責務

事業者は、オンサイト医療派遣体制を整備し、運用することが求められる。以下、その内容について記載する。

労働者の安全への配慮は、事業者の義務（安全配慮義務）とされており、労働契約法第5条（労働者の安全への配慮）において、「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をする」こととされている。

事業者が安全配慮義務を履行するためには、労働安全衛生法第3条（事業者等の責務）にあるとおり、労働災害防止のための最低基準である労働安全衛生法令を遵守するのみでは十分とは言えない。東日本大震災の教訓より、大規模自然災害等により原子力災害が今後も発生する可能性があることから、そうなった場合、リスク管理の観点をもって適切な対策が講じられるよう平時から備えておくことが重要である。

具体的には、負傷事故や疾病への応急処置に加え簡易除染も可能な設備を備えた医療室の設置や、地域の医療機関や消防との協議に基づく傷病者搬送体制の構築等の準備を、産業医の意見等も活用しながら進めていくことが求められる。

また、原子力災害が発生し、事態収束のためにオンサイトの作業員が緊急作業に従事する状況下では、放射性物質による汚染・傷病を含む労災事故が継続的に発生することも予想される。従って事業者は、緊急時に放射線被ばくの知識のある医療従事者等がオンサイトに常駐し、被災労働者への医療対応が可能となる体制を展開できるよう平時から準備しておかなければならない。

これらのオンサイト医療体制を事業者が展開できない場合、安全配慮義務の履行が不十分となるおそれがあり、事態の早期収束にも影響を及ぼすことが懸念されるため、事業者は、自らが主体となりその準備に取り組むことが求められる。

なお、事業所の産業医は、その職務である労働者の健康管理の一環として、医学的知見を活かしオンサイト医療体制の整備に積極的に関与していくことが望まれる。

(4) オンサイト医療派遣の要請基準

事業者がオンサイト医療体制を整備するにあたっては、オンサイト医療派遣が必要となる状況を明確にし、オンサイト医療派遣の要請基準（待機要請、出動要請）を定めなければならない。しかし、オンサイト医療派遣が必要となる状況は、各事業所の医療環境、発災時に利用可能な搬送手段、立道府県等の原子力災害医療体制等によって異なるため、全国一律に要請基準を定めるのは困難である。従って、事業者は立道府県等をはじめとする各関係機関と協議し、まずは要請の基本的な考え方をまとめ、最終的に各地域の状況に応じたオンサイト医療派遣の要請基準を定める必要がある。

なおその際は、立道府県等が非被災地域にオフサイトへの医療支援を要請する基

準についても考慮し、オフサイトとオンサイトへの医療支援が一体として実施されるような体制を目指すことが望ましい。

また、オンサイト医療派遣がオフサイトでの医療要員の確保を妨げないよう、事業者は自らの資源を最大限に活用し、可能な限り緊急時を見据えた安全衛生管理体制を整備しなければならない。

(5) オンサイト医療派遣の基本的な流れ

上記により事前に定めたオンサイト医療派遣が必要となる状況が発生した場合、事業者は、手続^(注1)に従い派遣調整機関へオンサイト医療派遣チームを要請し、派遣調整機関は派遣医療スタッフの選出、決定手続を行う。

派遣医療スタッフのオンサイトへの移動手段は、事業者が担保する。

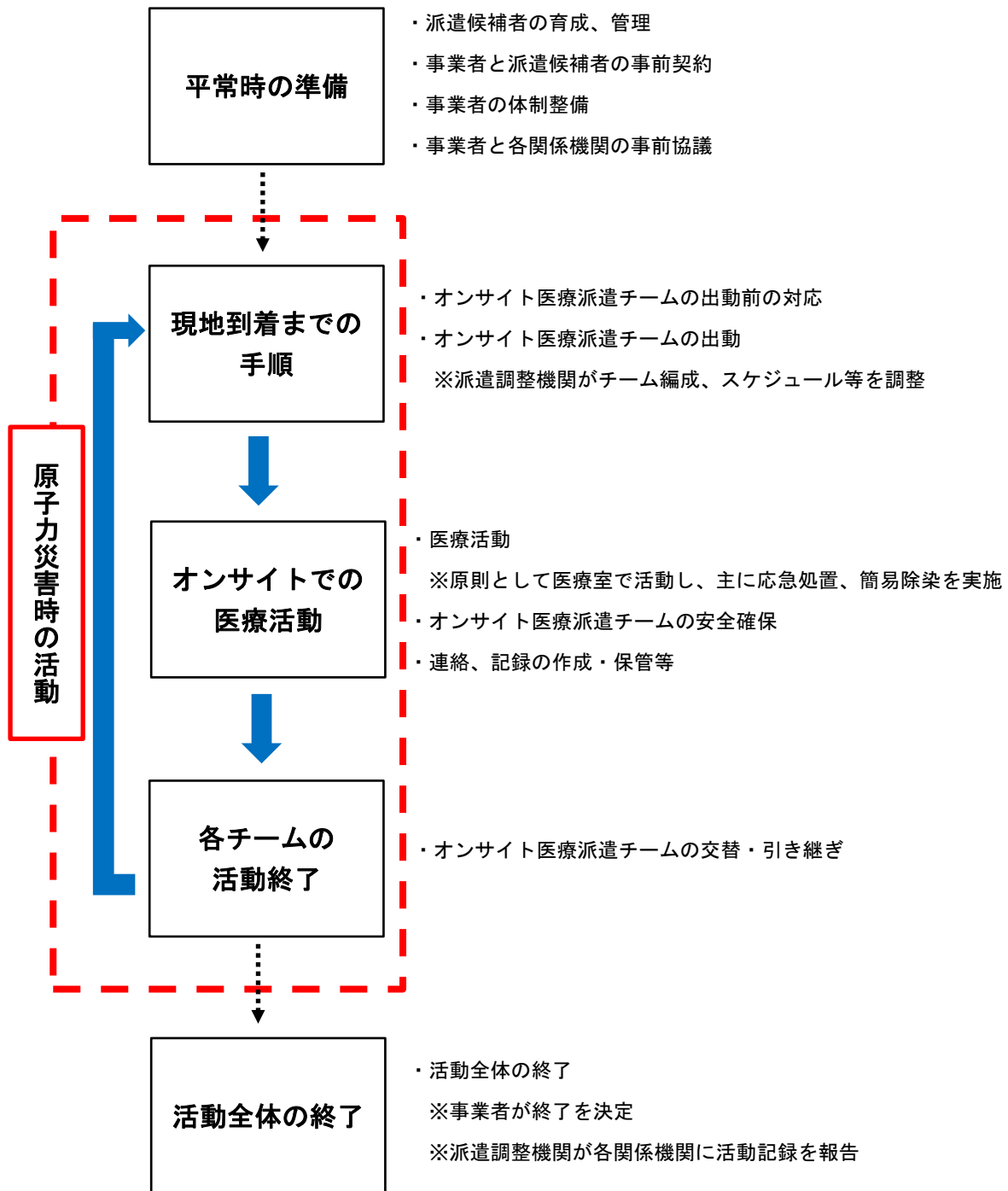
オンサイト医療派遣に必要な資機材の調達は、オンサイトの保管資機材、近隣医療機関の保管資機材、派遣医療スタッフ自らが持ち込む資機材を併せて事業者が行う。

派遣医療スタッフの活動ローテーションは派遣調整機関が調整する。

なお、活動期間中、派遣医療スタッフが事故等により被害を受けた場合の補償は、原則として事業者の責任（故意または重大な過失によるものを除く。）とすることが求められる。

次頁にて、これらの流れの主要な部分を図示する。

^(注1) オンサイト医療派遣の実施手続は、要請基準同様、各地域の原子力災害医療体制を踏まえ地域ごとに定めることが望ましい。



<図1 オンサイト医療派遣の全体の流れ>

2. オンサイト医療派遣体制の整備のための実施事項

事業者は、本節に掲げる事項が円滑に実施される体制を、主体的に構築することが望ましい。(なお事業者は、「別添資料3 オンサイト医療派遣 派遣候補者名簿への登録のお願い」「別添資料4 登録同意書」「別添資料5 委任契約書(※ひな形)」を参考に、今後、できるだけ早期に上記契約内容の検討し、契約の締結を実施することが望ましい。)

(1) 派遣候補者の育成、管理

① 派遣候補者の育成

- ・事業者は、派遣候補者となる人材を育成するため、国や専門機関等の協力を得て、医療従事者等に対して、緊急時の被ばく医療等オンサイトでの医療活動に求められる専門的知識及び技能を習得する研修や訓練を実施する。
- ・事業者は、派遣候補者が専門的知識及び技能を維持できるよう、派遣候補者を対象とする適切な内容の研修を定期的実施する。
- ・派遣調整機関は、上記研修について追加すべき内容がある場合には、必要に応じて専門機関等とも協議し、研修内容の充実を図る。
- ・事業者は、研修を終了した派遣候補者の情報を派遣調整機関に提供する。原則、事業者が派遣候補者の同意を得ることとし、派遣調整機関と協議の上、必要な場合は、派遣調整機関が事業者に代わり派遣候補者の同意を得て、事業者に提供する。

② 派遣候補者名簿の管理^(注2)

- ・派遣調整機関は、当該研修を修了した者の名簿を管理する。
- ・派遣調整機関は、当該研修修了者に対し、オンサイト医療派遣チームの派遣及び活動内容等について文書等で十分な説明を行い、原子力災害時にオンサイトへ派遣されることへの同意を得られた者を派遣候補者名簿に記載する。
- ・派遣調整機関は、派遣候補者名簿の盗難、紛失、外部への漏洩等に十分注意した上で適切に管理する。
- ・派遣調整機関は、派遣候補者が容易に派遣調整機関に連絡できる体制を整備し、勤務先、連絡先等の登録内容に変更が生じた場合は、派遣候補者が自発的にその変更内容を申し出るよう依頼する。
- ・派遣調整機関は、定期的に機会を捉えて、派遣候補者の登録内容に変更が生じていないか現況調査を行う。

(注2) 「原子力施設内の緊急作業時の被災労働者対応のための専門人材育成等事業」(厚生労働省委託事業)として平成27年度及び平成28年度に実施された「導入研修」の修了者のうち、派遣候補者として登録されることへの同意を得ている者については、派遣調整機関決定後、派遣調整機関が派遣候補者として管理する。

- ・派遣調整機関が、事業者に代わり派遣候補者の同意を得た場合は、派遣候補者の情報を事業者に提供する。

(2) 事業者と派遣候補者の事前契約

①基本事項

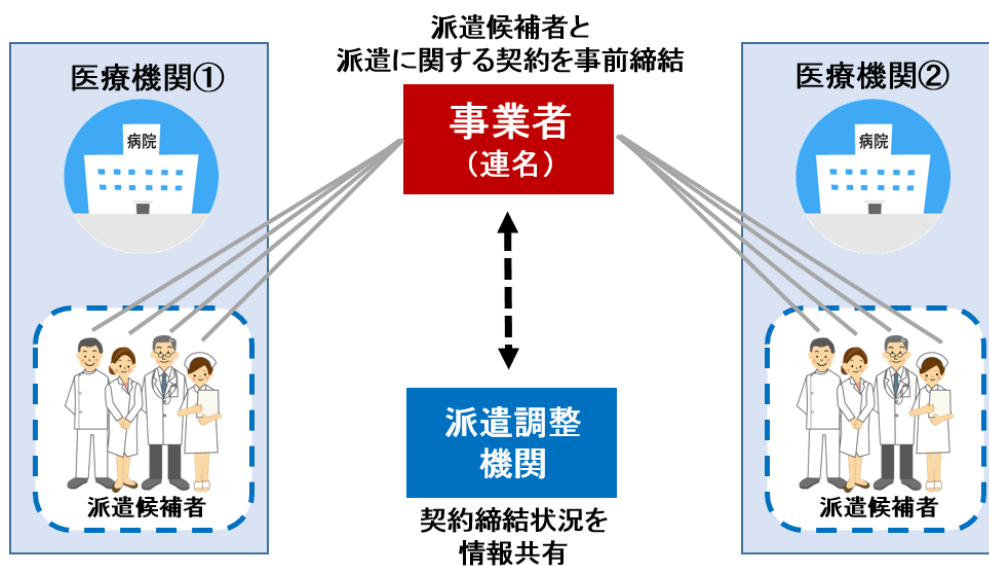
- ・事業者は、オンサイト医療派遣に関する契約を、災害発生前に派遣候補者と締結することを原則とする。
- ・事業者は、各社連名での契約の締結を原則とする。
- ・事業者は、派遣調整機関と十分に協議の上、契約書を作成する。
- ・事業者は、契約書の内容を変更した場合は、派遣調整機関にその内容を伝える。

②事業者と派遣候補者個人との契約

- ・事業者は、原子力災害発生時の派遣要請に対応可能な者であることを確認の上、オンサイト医療派遣チームへの参加に関する諸事項を定めた契約を、事前に派遣候補者と締結する。
- ・事業者は、派遣候補者の所属機関の特色を踏まえ、原子力災害発生時に派遣候補者がオンサイト医療派遣チームの活動に従事しやすい契約形態を整えるとともに、必要に応じて所属機関に文書で協力を依頼するなど、所属機関からオンサイト医療派遣についての理解を得られるよう工夫を講じる。
- ・事業者は、派遣候補者との事前契約を締結した場合、または締結状況について変更が生じた場合は、派遣調整機関にその内容を遅滞なく報告する。
- ・派遣調整機関は、事業者と派遣候補者との契約締結状況について、派遣候補者名簿に記載する。
- ・派遣医療スタッフは、所属機関の業務命令による出張ではなく、事業者の要請に基づく兼業として派遣されることを原則とするが、所属機関及び派遣候補者からの要望、事情がある場合は、事業者は諸条件を考慮し柔軟な契約形態を検討する。
- ・事業者は、派遣医療スタッフが業務上の災害を被った場合に備え、事業者にとって派遣医療スタッフが労働基準法上の労働者であるか否かに関わらず、労働者災害補償保険法に規定する内容と同等以上の補償措置を講じる。

③他の災害医療派遣制度の要員となっている派遣候補者と契約を締結する場合の留意事項

- ・事業者は、他の災害医療派遣制度（日本DMAT等）の要員となっている派遣候補者と契約を締結する場合は、派遣医療スタッフとして派遣される際の身分はあくまで事業者との契約に基づく旨を説明し、理解を得る。
- ・派遣調整機関は、派遣候補者のほかの災害医療派遣制度への登録状況を把握し、派遣候補者名簿に記載する。



<図2 事業者と派遣候補者との契約の事前締結>

(3) 事業者の体制整備

① オンサイト医療派遣チームの要請・受入体制の整備

・事業者は、原子力災害発生時にオンサイト医療派遣チームの要請・受入を迅速に行うため、以下の役割を担う担当者を事前に定める。

なお、各役割を担う担当者の兼務を可能とする。

※担当者は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員の配置状況を考慮し、定めるのが望ましい。

ア) オンサイト医療対応責任者

- オンサイト医療派遣チーム受入に係る全体統括

イ) 受入担当者

- オンサイト医療派遣チームの移動手段の手配、受入手続
- オンサイト医療派遣チームの活動内容や活動範囲の確認
- オンサイト医療派遣チームの食料、宿泊、入浴等の手配・確保
- オンサイト医療派遣チームの活動に必要な医薬品や資機材、水等の調達体制の構築
- オンサイト医療派遣チームの被ばく線量の記録
- オンサイト医療派遣チームの活動内容や活動に要した費用等の記録
- オンサイト医療派遣チームが使用する資機材の準備・保管状況の把握

ウ) 連絡調整担当者

- 各関係機関へのオンサイト医療派遣チームの活動状況（参集状況、活動内容、活動日程等）の報告
- 外部からの資機材の受入・調達手続、傷病者搬送手段（例：車両、ヘリ、船舶等）の手配・調整、傷病者受入機関との対応

エ) 傷病者搬送随行者

- 傷病者搬送の随行
- 汚染の拡大防止
- 搬送先の医療機関等への情報提供

- ・事業者は、医療行為を実施するための医療室及びオンサイト医療派遣チームの待機・休憩スペースを事前に定め、整備する。
- ・事業者は、医療室及び待機・休憩スペースを整備するにあたっては、放射性物質が放出された状況についても想定し、オンサイト医療派遣チームの安全及び生活環境が十分確保されるよう配慮する。
- ・事業者は、原子力災害時におけるオンサイト医療派遣チームと資機材の迅速な輸送、及び傷病者搬送を可能とすべく、各関係機関と調整の上、多様な搬送手段（例：車両、ヘリ、船舶等）を確保し、確実な人材・資機材輸送及び傷病者搬送体制を整備する。
- ・事業者は、定期的にオンサイト医療派遣チームの受入に関して、事業所内職員に対する教育・訓練を実施する。

②資機材の準備、保管、点検

- ・事業者は、「別添資料2 資機材分類基準」を踏まえ、自施設においてオンサイト医療に必要な資機材を準備し、リスト化する。
- ・事業者は、被災労働者に対して応急処置、簡易除染を行うことができる資機材を準備する。
- ・事業者は、必ずしも全ての資機材をオンサイトに常備する必要はなく、原子力災害時に資機材を迅速かつ実効的に調達できる方法で準備する。
- ・事業者は、資機材の保管場所について、派遣調整機関のほか、必要に応じて各関係機関と相談し、津波や地震による資機材の損失の可能性も考慮の上、決定する。
- ・事業者は、オンサイトで保管する資機材の備付け場所の地図を、オンサイト医療派遣チームが医療行為を実施する医療室の確認しやすい場所に設置する。
- ・事業者は、資機材の保管を他の機関に依頼する場合は、保管場所の管理機関とその保管・維持についての契約等を締結し、適切に管理できる体制を整備する。
- ・事業者は、定期的に資機材を点検する体制を整備し、常に使用可能な状態を維持する。
- ・事業者は、資機材の保管状況について1年に1回を目途に派遣調整機関に報告する。

(4) 事業者と各関係機関との事前協議事項

オンサイト医療派遣の実施にあたっては、既存の災害医療体制、特にオフサイトに派遣される原子力災害医療に関わる医療派遣チームとの関係を整理し、指揮命令系統の混乱を防ぐことが重要である。そのため事業者は、各関係機関と調整の上、立地道府県等における地域防災計画及び原子力災害医療に関わる医療派遣チームの運用計画等と整合のとれたオンサイト医療派遣体制を準備しなければならない。特に、県内外の原子力災害医療に関わる医療派遣チームの派遣先の決定や傷病者等の搬送等の対応を担う立地道府県等の災害医療担当者の指揮命令系統との関係の整理は極めて重要である。例えば、オンサイトから近隣医療施設に傷病者を搬送する際は、オフサイトの災害医療体制の中で搬送手段や受入医療機関を調整、決定する必要がある、立地道府県等の災害医療担当者の指示に従って実施することが求められる。

なお、オンサイト医療派遣体制の整備のために事業者が各関係機関との事前協議を行う場合には、産業医の関わりを含む自施設の安全衛生管理体制について資料等を用いて説明し、原子力災害時には外部の協力が必要な理由について相手方の理解を得ることが重要となる。

以下、各関係機関と事前に協議すべき事項について記載する。

①国との事前協議事項

- オフサイトセンターとの情報共有体制
- 大規模災害時の搬送手段（傷病者、派遣医療スタッフ、資機材）

②立地道府県等との事前協議事項

- 立地道府県等の策定する原子力災害医療に関する計画（地域防災計画、原子力災害医療派遣チーム運用計画等）とオンサイト医療派遣の関係の整理、整合性の確保
- 派遣要請基準（待機要請、出動要請）
- 派遣調整機関の行う派遣医療スタッフ調整と立地道府県等との連携方法
- 派遣要請から活動終了までの一連の手続
- 活動中の情報共有体制
- 災害医療担当者及びその候補者へのオンサイト医療派遣に関する説明
- オンサイト医療派遣に必要な資機材の保管場所（立地道府県等の施設にて保管する場合）
- 大規模災害時の搬送手段（傷病者、派遣医療スタッフ、資機材）

③派遣調整機関との事前協議事項^(注3)

- 派遣要請基準（待機要請、出動要請）
- 派遣候補者の管理方法
- 派遣医療スタッフの調整方法
- 派遣要請から活動終了までの一連の手続
- 活動中の情報共有体制
- オンサイト医療派遣に必要な資機材の保管場所

④地域消防機関との事前協議事項

- 傷病者の搬送手段、経路
- 搬送可能な状況
- 搬送に関して事業者が用意すべき資機材

⑤傷病者の受入が想定される医療施設との事前協議事項

- 傷病者受入に関する取り決め
- オンサイト医療派遣に必要な資機材の保管場所（医療施設等にて保管する場合）

^(注3) 派遣調整機関は、事業者の依頼により選ばれ、本文書に記載する派遣調整機関としての役割を担う。事業者が派遣調整機関を選出するにあたっては、その候補となる組織と、以降の運営に関する内容を事前に協議、決定することを要する。

なお、派遣調整機関決定後、厚生労働省は派遣候補者名簿を新たな派遣調整機関に引き継ぐ。

3. 原子力災害発生時の活動概要

事業者は、本節に掲げる活動が円滑に実行される体制を、主体的に構築することが望ましい。

(1) オンサイト医療派遣チームの待機要請

- ・ オンサイト医療派遣チームの待機を要する状況が発生した場合、事業者は、派遣調整機関に派遣候補者への打診、要員確保を要請する。
- ・ 派遣調整機関は、派遣候補者に出動を打診し、派遣医療スタッフを選出する。
- ・ 派遣調整機関は、他の災害医療派遣制度との兼ね合いを十分考慮して派遣候補者への打診、要員確保を実施する。
- ・ 事業者は、派遣調整機関を介して派遣医療スタッフに対し、待機を要請する。
- ・ 事業者の連絡調整担当者は、発災地域ごとに事前に定める情報共有体制に基づき、立地道府県等をはじめとする各関係機関にオンサイト医療派遣チームの待機要請の進捗状況を伝える。

(2) オンサイト医療派遣チームの出動要請

- ・ オンサイト医療派遣チームの出動を要する状況が発生した場合、事業者は、派遣調整機関を介して待機中の派遣医療スタッフに出動を要請する。
- ・ オンサイト医療派遣チームの移動手段は、事業者の責任において確保する。
- ・ 事業者の連絡調整担当者は、発災地域ごとに事前に定める情報共有体制に基づき、立地道府県等をはじめとする各関係機関にオンサイト医療派遣チームの出動状況を伝える。

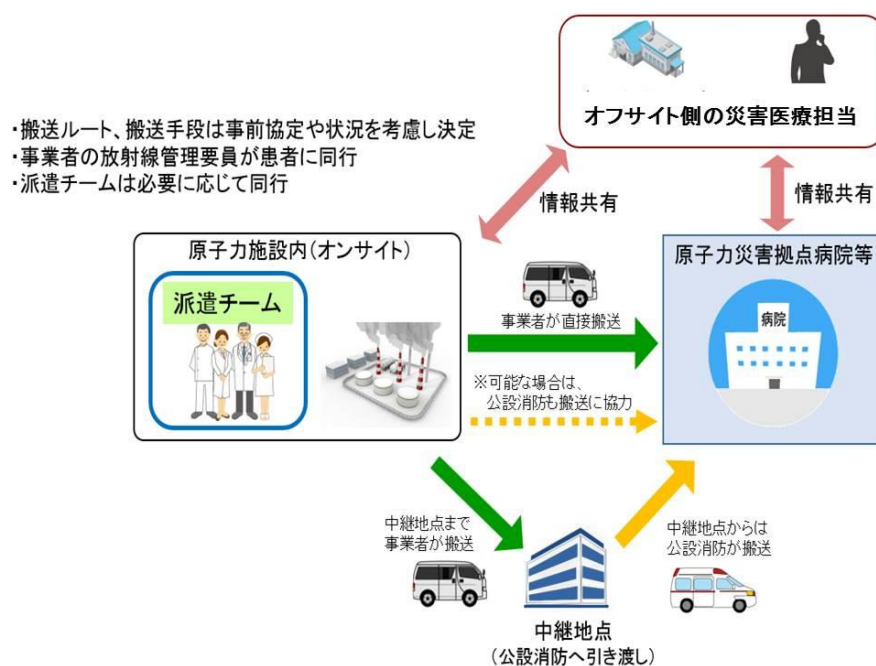
(3) オンサイト医療派遣チームの活動

① オンサイト医療派遣チームの活動内容

- ・ 事業者は、オンサイト医療派遣チームの活動について、傷病者等の搬送等の対応に当たる立地道府県等の災害医療担当者の要望を反映できる運用体制を整備する。
- ・ 個別の医療活動に関しては、オンサイト医療派遣チームは、チームのリーダーに任命された医師の指揮の下で医療活動を実施する。
- ・ オンサイト医療派遣チームは、原則として、オンサイトで発生したあらゆる傷病者に対する応急処置、簡易除染等を行う。
- ・ 事業者は、オンサイトで傷病者が発生した場合、迅速にオンサイト医療派遣チームとオンサイトの事故対策本部に第一報を伝えられるよう、社内体制を整備する。
- ・ 事業者は、事故が終息に向かう等、災害のフェーズの変化が認められる場合には、オンサイト医療派遣チームと立地道府県等における災害医療体制との関係の見直しを適宜検討する。

② 傷病者の搬送

- ・事業者は、傷病者を発生現場から医療室まで搬送する際は、原則として事業者の放射線管理要員を同行させ、オンサイト医療派遣チームが医療行為を実施する上で必要な放射線に関する情報を提供する。
- ・オンサイト医療派遣チームは、医療室での応急処置後、傷病者を外部の医療施設へ搬送するにあたり、傷病者に対して可能な範囲での除染と汚染拡大防止措置を講じる。
- ・オンサイト医療派遣チームのリーダーは、傷病者を外部の医療施設へ搬送する際、傷病者の状態を考慮し、自ら同行またはオンサイト医療派遣チームの構成員を同行させるか判断する。
- ・事業者は、傷病者をオンサイト外の医療機関に搬送する際は、必ず事業者の定める傷病者搬送随行者（放射線管理要員）を同行させ、搬送先医療機関が医療行為を実施する上で必要な放射線に関する情報の提供及び汚染の拡大防止措置を実施する。なお、傷病者及び傷病者搬送随行者の被ばく管理は、事業者が行う。



<図3 オンサイトからの傷病者搬送>

(4) 安全の確保

- ・オンサイト医療派遣チームのリーダーは、事業者から傷病者発生現場への出動要請があった場合、空間線量率、施設の安全性、その他周囲の状況を総合的に勘案し、傷病者発生現場での医療活動を行うべきか判断する。
- ・事業者は、オンサイト医療派遣チームが傷病者発生現場で医療活動を行うべきか判断するために必要な安全性に関わる情報（施設の被害状況、敷地内の空間線量率等）を十分に提供する。

- ・事業者は、オンサイト医療派遣チームの被ばく線量を随時管理し、放射線業務従事者に準じて、法令の定める被ばく限度を遵守する。各事業者は、法令の限度内で、独自の被ばく線量基準をあらかじめ定める（「別添資料1 関係法令の定める被ばく限度」参照）。
- ・派遣調整機関は、自然災害に関する情報、気象情報、放射性プルームに関する情報、その他安全性に関わる情報をオンサイト医療派遣チームに提供する。

(5) 連絡、記録の作成・保管等

- ・オンサイト医療派遣チームは、現地での活動状況について、1日1回程度の頻度で派遣調整機関とオンサイト医療対応責任者に報告する。
- ・事業者の連絡調整担当者は、発生地域ごとに事前に定める情報共有体制に基づき、立地道府県等をはじめとする各関係機関に上記の報告の内容を伝える。
- ・オンサイト医療派遣チームは、活動状況について可能な範囲で詳細な記録を作成する。また、活動終了後に記録を派遣調整機関に提出する。

(6) 活動の交替・引き継ぎ、活動全体の終了

①オンサイト医療派遣チームの交替・引き継ぎ

- ・オンサイト医療派遣チームの1チームあたりの活動期間は、移動時間を除き概ね2日間から3日間を基本とするが、原子力災害の状況変化や派遣医療スタッフの所属機関の状況に応じて柔軟^(注4)に対応する。
- ・派遣調整機関は、オンサイトの医療体制に不備が生じないよう交替派遣のためのチーム編成、スケジュール等を調整する。
- ・オンサイトでの活動が終了したオンサイト医療派遣チームは、後任のオンサイト医療派遣チームに対し、原則として原子力事業所内で引き継ぎを行う。
- ・事業者の連絡調整担当者は、事前に定める情報共有体制に基づき、各関係機関にオンサイト医療派遣チームの交替・引き継ぎの状況を伝える。

②活動全体の終了

- ・活動全体の終了については、事前に定める基準、手続に従い、事業者が決定する。
- ・派遣調整機関は、各オンサイト医療派遣チームの活動記録を集約し、当該派遣についての報告書を作成する。
- ・派遣調整機関は、上記報告書を、国、事業者、被災地域の道府県の災害医療担当者、その他立地道府県等が定める組織に提出する。

^(注4) 活動日数については、過酷状況下での医療活動が予想されることから、現時点は、概ね2-3日間としてまとめた。ただし、今後オンサイト医療派遣チームの活動期間を定めるにあたっては、「原子力災害医療派遣チーム活動要領」における活動日数との関係等、諸条件を考慮の上、慎重に検討する必要がある。

4. 費用の負担等

(1) 費用の負担の原則

- ・事業者は、原則として、オンサイト医療派遣に要した全ての費用を負担する。
- ・事業者は、原則として、オンサイト医療派遣チームの構成員に対する全ての災害補償について負担する。

(2) 事業者による費用の支払い

- ・事業者は、オンサイト医療派遣チームの構成員に対し、原則として予め締結した契約内容に従い、費用・報酬を支弁する。
- ・費用・報酬の金額、支払時期、支払い方法その他条件については、原則として予め締結した契約内容に従うものとする。
- ・事業者は、派遣医療スタッフの所属機関がオンサイト医療派遣に要した費用を負担した場合、原則として、当該機関に全ての費用を支弁する。

5. 用語の定義

(1) 原子力災害

原子力施設の事故等に起因する放射性物質又は放射線の異常な放出により生じる被害を意味する。

(2) オフサイトセンター

原子力災害が発生した場合に、現地において、国の原子力災害現地対策本部や地方公共団体の災害対策本部等が原子力災害合同対策協議会を組織し、情報を共有しながら、連携のとれた原子力災害対策を講じていくための拠点となる。

(3) 立地道府県等

原子炉施設等が立地する道府県を「立地道府県」とし、原子力災害が発生した場合に重点的に原子力災害に特有な対策を講じる必要がある区域（原子力災害対策重点区域）内の道府県等と併せて「立地道府県等」とする。

(4) 派遣調整機関

オンサイト医療派遣の管理、調整全般を担当する者

※なお、平成28年度は、「原子力施設内の緊急作業時の被災労働者対応ネットワーク構築事業」の受託者である国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構が担当した。

(5) オンサイト医療派遣チーム

派遣医療スタッフで構成され、原子力災害が発生したオンサイトにおいて、あらゆる傷病者への応急処置や簡易除染等を行うチーム

(6) 派遣医療スタッフ

原子力災害が発生し、オンサイト医療派遣が必要な状況が発生した場合、事業者の要請に基づきオンサイトに派遣される医療従事者等

(7) 派遣候補者

派遣医療スタッフの候補者

(8) 派遣候補者名簿

派遣候補者の一覧を記載した名簿

(9) 事業者

本文書における事業者は、原子力災害対策特別措置法第2条第3号により規定される原子力事業者のうち、実用発電用原子炉施設を有する者を指す。

※上記以外の原子力事業者については、今後必要性を考慮の上、適宜対象に含める。

(10) オンサイト医療対応責任者

事業者内で、オンサイト医療派遣チームの活動全般を支援し、総括する者（詳細は、II 2. (3) ①にて定める。）

(11) 受入担当者

事業者内で、オンサイト医療派遣チームの宿泊・休憩スペース等の管理、活動記録、その他ロジスティクス全般を担当する者（詳細は、Ⅱ 2. (3) ①にて定める。）

(1 2) 連絡調整担当者

事業者内で、各関係機関への情報伝達、情報共有、折衝等、外部との連絡・調整全般を担当する者（詳細は、Ⅱ 2. (3) ①にて定める。）

(1 3) 傷病者搬送随行者

事業者内で、傷病者搬送に随行し、汚染の拡大防止措置等を担当する者（詳細は、Ⅱ 2. (3) ①にて定める。）